

電気推進船の電気設備に関する事項

改正規則等

鋼船規則 H 編

鋼船規則検査要領 H 編

改正事項

電気推進船の電気設備に関する事項

改正理由

近年、電動機を主推進装置とする電気推進船は、操船性（出入港）の向上、推進プラントの効率化、機関室のコンパクト設計による貨物容量の拡大等のメリットがあることから、当該推進装置を有する船舶が数多く計画、建造されている。

本会規則においては既に電気推進船の安全要件として関連する国際規格である *IEC 60092-501*（2007）を参考に関連規定を設けているが、この程、当該規格が実情に沿った形で見直され *IEC 60092-501*（2013）として新たに発行されたこと。

このため、同規格を参考に関連規定を改めた。

改正内容

推進用電気機器の構造、構成、安全措置等の要件を規定した。

改正条項

鋼船規則 H 編 5.2.1, 5.2.2, 5.2.3, 5.2.5, 5.2.6

鋼船規則検査要領 H 編 H5.2.6